アライグマの被害を防ぐには

農作物被害対策

アライグマはトウモロコシやスイカ等**甘みのある作物を好み、**主にその**収穫期に食害します。**収穫時期の少し前から収穫が終わるまでの**短期間の対策で防ぐことができる**のが、アライグマ被害の特徴です。
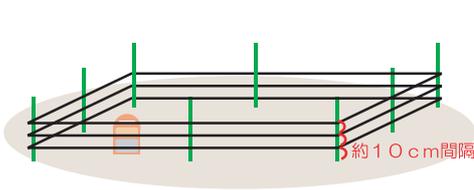
電気柵

最も効果的な方法。架線を地面から約１０ｃｍ間隔で３～４本張る。架線が草などに接触していると放電してしまうので、設置前及び設置期間中の草刈りが必要です。
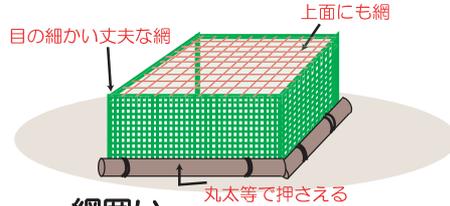
網囲い

アライグマは網をくぐる、登る、噛み切ることもできる（細い網の場合）ので、目の細かい丈夫な網で周囲および上面を囲い、網のすそは重さのあるものでしっかり押さえます。
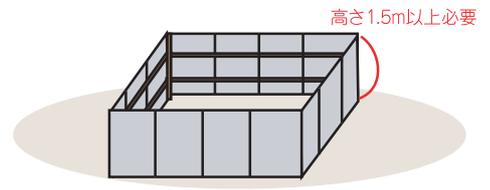
トタン囲い

アライグマが飛び上がっても手が届かないよう、囲いの高さを1.5m以上にします。また囲いの下をくぐらないよう地中に20cmほど埋め込むと効果的です。市販のトタンを使用する場合は約幅90cm、高さ180cmなので、立てて使う必要があります。

生活環境被害対策

屋根裏に侵入されたら

アライグマの侵入口を見つけ、アライグマが屋根裏にいる場合は侵入口から遠い屋根裏の一角で害虫防除剤をたいて追い出した後、侵入口をふさぎます（害虫防除剤を使用する際は、商品の取扱説明書に従って安全な使用に努めて下さい）。

池のコイ、金魚等の捕食防止

室内の水そう等に移動させるのが一番安全ですが、無理な場合は目の細かい金網等で池を被います。被いは外されないよう、しっかり固定して下さい。
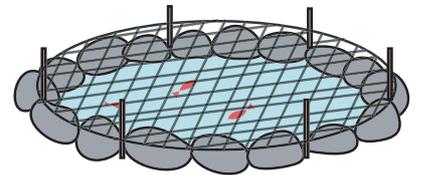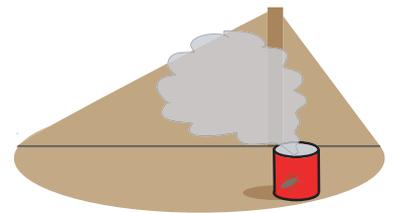
餌付けは絶対にやめましょう

くず野菜や生ゴミ、ペットの餌の食べ残し等を放置することは、餌付けと同じです。注意してこれらを無くしましょう。

法律でみるアライグマ

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）

平成17年6月1日施行

アライグマは『特定外来生物（生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物）』に指定されているため、飼養・輸入等について次の規制があります。

- ■飼養、譲渡の禁止（学術研究等の目的で主務大臣の許可を受けた場合を除く）
- ■輸入の禁止（上記の目的で許可を受けた場合を除く）
- ■野外へ放つこと等の禁止
- ■法施行以前からの飼養個体についての個体識別措置（マイクロチップ、タグ、脚環等）

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護法）

有害鳥獣捕獲制度が定められています。外来生物法に基づく防除の確認申請以外に、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲の許可により捕獲することもできます。
※この場合、捕獲個体の運搬については別途外来生物法に基づく手続きが必要となります。

「動物の愛護及び管理に関する法律」

飼養されているアライグマを虐待したり、遺棄することは禁じられています。

[すでに飼養している方へ]

- ■外来生物法に基づく飼育許可は済ませましたか？
  （→手続きについては環境省まで）
- ■個体の識別措置（逃げ出しても飼い主が分かるような措置）をしなければなりません。
- ■譲渡はできません。

[もしも飼養できなくなったら‥]

- ■最後まで責任を持って飼うことが原則ですが、どうしても飼養できなくなったときは大阪府までご相談下さい。
  ※野外への放獣は絶対にしないで下さい。

[ペットショップの方へ]

- ■輸入・販売はできません。

保護したアライグマを他所で放すと罰せられます。放す前に大阪府まで相談下さい。

ー外来生物法に基づく防除の確認申請を受けていますー

大阪府ではアライグマの防除実施計画を策定し、外来生物法に基づく防除の確認申請（防除期間：平成19年4月1日から平成23年3月31日まで）を受けています。捕獲にあたっては最寄りの市町村で捕獲者台帳への登録を行ってください。→5項参照